



菅首相による日本学術会議会員の任命拒否は戦争できる国への道

「国民のために働く政権」を掲げて始まった菅（すが）政権ですが、まずは「自助」と新型コロナ禍の下でも公的支援に後ろ向きな姿勢を示しました。引き続いて、国民の自由に関わる重大な問題を引き起こしました。それが、10月1日に発覚した日本学術会議の新会員任命拒否です。これまでの首相は日本学術会議が推薦した候補をそのまま任命してきましたが、菅首相は105名の推薦者の内、6名の候補を任命しませんでした。その6名は安倍政権のさまざまな施策に対しこれまでに否定的見解を述べてきた研究者であることがわかっています。その後、問題点を指摘された菅首相は「総合的、俯瞰的観点」などと意味不明な説明をしています。そして、学術会議の在り方の問題に議論をすり替えようとしています。

学術会議は折々に社会的な問題に対して学問的見地からさまざまな提言を出してきました。現在、北海道で大問題となっている高レベル放射性廃棄物の処分問題については2012年に基本的考え方をまとめた文書を作り、原子力政策の全体を検討せずに廃棄物処分地の選定を行なうことの問題点を指摘しています。また2015年に始まった防衛装備庁の研究費に対してもその危険性を指摘する声明を2017年に出しました。この研究費は2016年に北海道大学からの申請が採択されましたが、声明が出された後に北大はこれを尊重する立場から3年目の研究費を辞退しました。

会員任命拒否に関する続報では、安倍政権時代に補充人事に際し、推薦候補に政権側が難色を示したことも伝えられました。政権にとって都合の悪い提言等を学術会議が出すことを止めさせたい、そのためには人事にも介入するという姿勢が、これまでの水面下の動きから今回の任命拒否という表舞台に出てきたともいえるでしょう。安倍政権を継承するという菅政権が、従来の慣行を壊し、戦争できる体制づくりへ歩を進めたように感じます。北大職組では10月6日に「菅政権による学術会議会員の任命拒否を糾弾し、全候補の任命を求める」という強い抗議の意を表明し首相官邸にも送付しました。

国の動きに連動するかのようにSNSなどを使った世論誘導が進められているのではないかということも懸念されます。公益財団法人国家基本問題研究所に北海道大学名誉教授が載せた「学術会議こそ学問の自由を守れ」では、「学術会議幹部は北大総長室に押しかけ、ついに2018年に研究を辞退させた」と事実と異なる情報が堂々と公表され、それを引用する形で北海道大学現職教授もツイッターで拡散しています。学問の場では、事実の確認がその基本となりますが、大学関係者がこのような形で世論形成に関わることは厳に戒めなければならないことです。

安倍政権下では多くの国民が反対の意思表示をする中、戦争できる国への転換が進められました。安全保障技術研究推進制度は、大学を転換させる仕掛けそのものです。これに否定的声明を出した学術会議へ菅首相が介入することは、安倍政権を継承する上である意味当然なのかもしれません。大学を兵器開発の場に、最新の科学的成果を戦争のために利用することは、戦争の反省から作られた日本学術会議の基本的性格を否定するものです。このような政権による学術団体への圧力・攻撃を、私たちは一人一人の問題として受け止めることが必要ではないでしょうか。国民のため、人類のために真理の探究を進め、そして平和な世界を目指す大学としていくための取り組みをこれからも進めていきたいと考えます。



(執行委員長・山形 定)

学術会議会員任命拒否への抗議行動に参加しました(10/9)

日本学術会議が推薦した会員候補6人の任命を政府が拒否した問題について、10月9日(金)、北海道憲法共同センターなどが行った抗議活動に、山形定執行委員長などが参加しました。札幌市中央区の商業施設前で、「政権への異論を許さず、排除するという考え方は間違えている」と訴えました。HBCテレビ(10月9日)や北海道新聞朝刊社会面(10月10日)でも報道されています。(書記長・上山浩次郎)

10.19 新型コロナに関するオンライン情報交換会

10月19日(月)18:00~19:30に、「新型コロナウイルス関係オンライン情報交換会」を開催しました。新型コロナウイルス感染症への対応として、オンラインでの講義・演習等が進められ、新しい教材づくりや講義・演習の持ち方、学生への接し方など様々な工夫がなされていると思います。また、教職員とも在宅勤務が進められる中、仕事上の問題なども出てきていると思います。そこで、北大内やその他の大学での取組状況などを気軽に情報交換するため、オンラインの情報交換会を催しました。内容は、1)教育学部・地球環境科学研究所の状況紹介、2)新聞報道や文科省調査、全大教アンケートの内容紹介、3)交流、です。

上記1)では、まず、教育学部の状況が、特に後期の学部時間割の変更点を中心に紹介されました。学部教育の後期時間割について、基本的には、対面の日、オンライン(リアルタイム)の日、オンデマンド配信の日、という3つに時間割を組みなおしたことや、対面の場合でも非対面を希望する学生への配慮としてオンライン(リアルタイム)との併用を行っていることなどが紹介されました。

次いで、地球環境科学研究所に所属する先生から、ご自身の担当授業を例に、コロナ禍での授業形態の変化についてご紹介いただきました。大学院授業ではZoomを、全学教育ではビデオ教材や小テストを用いていることなどをご紹介いただいた後、コロナ禍での授業の問題点として、ビデオ教材を作成する教員や科目責任者の負担が大幅に増大したこと、大人数授業における成績評価の公平性確保の難しさなどが指摘されました。こうした話題提供のなかでは、実験について、授業を行うことそれ自体に加えて、それを成績評価する困難さがあることをご紹介いただいたことが、特に印象に残りました。

上記2)では、新聞記事紹介、文部科学省調査、全大教新聞記事紹介がありました。新聞記事紹介では特に北海道の事例をご紹介いただき、文部科学省調査では授業方針、対面・遠隔の併用割合などの回答状況や、各大学の取組事例をご紹介いただきました。全大教新聞記事紹介では、全大教新聞(2020年10月10日)記載の全大教が行った「新型コロナ：労働実態・教育研究状況アンケート」の結果が紹介されました。特に、印象に残ったのは、「新型コロナ：労働実態・教育研究状況アンケート」の結果について、新型コロナの感染拡大を防止しつつ教育研究体制の充実をすすめるための課題への回答として、教員と事務職員・技術職員ともに、「適切な手当の支給」と回答する方が4割程度いるという点でした。在宅勤務に係る光熱費負担などについて取り上げる必要性を示唆していると感じます。

その後、上記3)では、フロアーも含めて情報交換・交流を行い、教育実践に限らず、科研費の話題、学内での感染確認とその周知方法に関する話題、北大の総合入試に関する話題など、多様な事柄について情報交換しました。(書記長・上山浩次郎)

中曽根元総理合同葬儀への弔意強要について声明を出しました!

文部科学省が国立大学などに故中曽根元首相の合同葬儀に弔意を表明するよう求める通知を出したことをうけて、【声明】「内閣と自民党の中曽根元総理合同葬儀への弔意強要に反対する」を出しました。

<https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/htm/seimei/20201016seimei.pdf>

10月1日に、新総長に対して総長会見を申し込みました

10月1日（木）、寶金清博新総長が就任しました。それにあわせて、同日、新総長に会見を申し込みました。総長との会見では、「1. 北海道大学における教職員の働く環境に関して」「2. 北海道大学における大学の自治・学内民主主義などに関して」について意見交換を行う予定です。上記「1」に関しては、非正規雇用の問題、超過勤務などに加えて、新型コロナウイルスへの対応について取り上げます。上記「2」については、前総長解任問題の検証や総長選考方法などについて意見交換を求めます。

北大職組は、次期総長候補に公開質問をしました（8/11）。新総長は、それへの回答のなかで、総長解任過程の検証について、「北大の名誉、北大の一般職員の利益、北大の学生の利益が損なわれない方向で、可能な限り、全体像の調査を考えています。」との回答を寄せています（8/23）。この回答にそった形で、誠実に対応していくことを求めています（書記長・上山浩次郎）

非正規労働者の待遇に関わる最高裁判決について

10月13日及び15日に非正規労働者の待遇に関わる3つの最高裁判決が出されました。いずれも旧労働契約法20条の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件」に当たるといえるかが争われていました。

大阪医科大学で秘書として働いていた非正規職員が賞与、私傷病による欠勤中の賃金及び夏季特別有給休暇の日数分の賃金の支払いを求めていた裁判では、大阪高裁ではいずれも不合理に当たるとして大学側に賃金の支払いを命じていました。しかし、最高裁判決では業務内容に一定の違いがあることから、不合理とまでは言えないとして、賞与及び欠勤中の賃金の支払いを認めませんでした（夏季特別有給休暇分の賃金及び弁護士費用のみ支払いを命じた）。



東京メトロの子会社であるメトロコマースの売店業務に従事していた非正規職員が退職金等の支払いを求めて提訴していた裁判では、2審では会社に対して、正社員の4分の1相当の退職金、住宅手当、褒賞（正社員には勤続10年時及び退職時に金品が支払われていた）の支払いを命じていましたが、最高裁では退職金については不合理とは認められず、請求は棄却されました（1人の裁判官は高裁判決を支持し格差は不合理であるとの意見を述べた）。

また、日本郵便の時給制契約社員が年末年始勤務手当、扶養手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇、祝日給の正社員との待遇差が不合理であるとして争っていた裁判では、いずれの手当を支給しないのも、また休暇等に違いがあるのも不合理であるとして、契約職員の損害を認めました。

これらは、「パートタイム・有期雇用労働法」施行前の、旧労働契約法20条に関わる裁判であり、同一労働同一賃金ガイドラインが適用される以前のものであることに注意する必要がありますが、大阪医科大学、メトロコマースに関する判決内容は、非正規労働者の格差是正の流れに逆行するものと言わざるを得ません。「業務内容に一定の違いがあるから」という理由で、待遇改善の主軸となるべき賞与や退職金の不支給を認めてしまえば、非正規職員の労働条件が良くなることはないでしょう。一方で、住宅手当や扶養手当のように、その存在理由が明確なものについては、いずれの裁判でも、ほぼ原告の主張が認められており、この判例を基に広く手当の支給が進むことを期待したいと思います。（副執行委員長・日下稜）

コラム

違法残業問題から見た同一労働同一賃金裁判

10月13、15日に判決が出された同一労働同一賃金をめぐる複数の裁判の内、特に労働者側が敗訴した大阪医科大学事件等では、正規職員に課されている業務内容や責任が重いことが、非正規職員よりも厚い手当や賞与を受けるとの根拠の一つとされました。このことについてまず言いたいのは、「賃金は業務と責任を考慮して決まる」というルールを示すのであれば、全ての企業や業界はまず「どの程度の業務とどの程度の責任が同じくらいなのか」といった基準を作り、これを説明しなければならないということです。そうしないと、正規職員と非正規職員の各業務と責任の合計が具体的にどのくらい異なり、それに基づきどのくらいまで賃金に格差があって良いのかが客観的に判断できず、使用者側に脱法的な運用を許すことになるからです。

そして、業務内容と責任の格差が、正規と非正規の賃金の格差を正当化するなら、注意すべき点があります。それは、正規職員への現在の業務水準・責任水準が、一部で過重労働や違法残業を生んでいるという事実です。この事実は少なくとも北大では完全に当てはまりません。現在北大には36協定を超えて残業している実態があり、正規職員に課されている業務と責任の一部は違法なものです。そして**正規職員の違法な勤務実態を根拠として非正規職員の賃金格差を正当とすることは明らかに不当です。**

北大が今回の判決を受けて、北大における正規職員と非正規職員との賃金格差を同じように正当化しようとすることは容易に想像できます。しかしその場合、比較対象とする正規職員の勤務実態は「実際の勤務実態」ではなく「本来あるべき勤務実態」でなくては、現状の違法残業を肯定することにつながりかねません。違法残業・過重労働が日常的に行われるような勤務状況を正規職員の通常の勤務実態として非正規職員の賃金を低い水準で正当化することは結局、正規・非正規の両方に対し不当なのです。 (執行委員・岡坂直寛)

合同教研のお知らせ

合同教育研究全道集会在、11月7日(土)～11月8日(日)に開催されます。

■11月7日(土) 全体会 (オンライン開催)

12:20～14:30 開会・全体講演

講師：鈴木大裕さん(土佐町町議会議員・教育研究者)

14:40～16:40 緊急討論(4テーマ、チラシ、HP参照)

～新型コロナウイルス感染症と子どもたちへの影響について～



■11月8日(日) 分科会 (オンラインで一部開催)

午前または午後、「国民のための大学づくり」分科会についての詳細はメールニュースでお知らせします。

※レポートの提出状況等により、開催する分科会を決定し、当日2週間前に合同教研ホームページにてお知らせいたします。

*オンライン開催のため、事前の申込が必要です。詳しくは、北海道合同教育研究全道集会のHP(<http://goken-hokkaido.jp/wp/>)をご確認ください。



全道合研 2020
参加登録 QR